

## 農業信用保険業務の保険料率の引下げ等に伴う 業務方法書の一部変更（案）について

### 1. 趣旨

農業信用保険業務について、保険収支等の業務実績を踏まえた保険料率の見直し等により、借入農業者の負担軽減を図り、農業経営の改善に資することとする。また、漁業信用保険業務について、中小漁業融資保証法関係告示の改正に伴う変更を行う。

### 2. 変更内容

#### 【農業信用保険業務】

#### (1) 農業信用保険業務の保険料率の引下げ

農業信用保険業務について、現在の保険収支等の業務実績を踏まえ、資金全体の保険料率を引下げ。

#### (2) 青年等就農資金に係る保険料率の引下げ

新規就農の促進に資するため、青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の6第1項第1号に規定する資金）について、保険料率を引下げ。

#### (3) 農業信用保険業務の融資保険の見直し

- ① 融資保険の保険料率についても、信用リスクに応じた保険料率を導入。
- ② 融資保険の対象を農業関係資金に限定。
- ③ 融資保険の活用を促進するため、銀行等の融資保険対象者が保険基盤に充てるため信用基金に支払う交付金（融資保険対象者交付金）を廃止するとともに、基金協会からの意見書提出手続きの簡素化。

#### (4) その他規定の整備

畜産経営体質強化支援資金に係る事業実施要綱（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱）の改正に伴う規定の整備（事業実施要綱名の変更）。

#### 【漁業信用保険業務】

#### (1) 漁協等の負債整理資金の告示改正に伴う変更

中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第77条の規定に基づき主務大臣が指定する資金を定める件（平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第49号）に、新たに第11項が追加されることに伴う変更。

#### (2) 沖縄振興開発金融公庫法関係法令の改正に伴う変更

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条第16号が削除され、第17号以降の番号が繰り上げられたことに伴う変更。

### 3. 変更後の保険料率

業務方法書別表1（農業信用保険業務の保険料率）

保険種類	資金等区分		保険料率	
				災害特例
保証 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.06%（※1）又は年0.18%	年0.06%
		農業経営維持資金	年0.18%（※2）又は年0.34%	年0.18%
	農業施設資金		年0.16%（※2）又は年0.28%	年0.16%
	農業運転資金		年0.14%（※2）又は年0.26%	年0.14%
	農家経済安定施設資金		年0.11%	
	農家生活改善資金		年0.26%	
	農協保証債務		年0.18%	
融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.09%（※1）又は年0.27%	年0.09%
		農業経営維持資金	年0.27%（※2）又は年0.51%	年0.27%
	農業施設資金		年0.24%（※2）又は年0.42%	年0.24%
	農業運転資金		年0.21%（※2）又は年0.39%	年0.21%

（※1）青年等就農資金に係るものである場合又は農業者等の直近3期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合に適用。

（※2）農業者等の直近3期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価して、信用力が高いと認められる場合に適用。

#### （参考）信用力が高いと認められる場合に保険料率が優遇される適用対象者の拡充

スコアリング信用得点について、次のとおり見直し、優遇される適用対象者を拡充する。

【現行】                      【見直し後】

- ・ 個人 95点～100点 → 85点～100点
- ・ 法人 90点～100点 → 70点～100点

### 4. 施行日

平成29年4月1日から施行する。

### 5. スケジュール

- 2月15日 信用基金・運営委員会（漁業信用保険業務）における承認
- 2月20日 信用基金・運営委員会（農業信用保険業務）における承認
- 3月上旬 業務方法書変更認可申請（農水省・財務省）
- 3月下旬 主務大臣の認可